○法務省告示第六十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国イリノイ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年二月十七日

法務大臣　江田　五月

氏　名　アーノルド・ベンジャミン・コンセプション
生年月日　千九百七十四年六月二十九日
国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第六十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年二月十七日

法務大臣　江田　五月

氏　名　エリザベス・サラ・アームストロング
生年月日　千九百八十一年三月十九日
国　籍　連合王国

○法務省告示第六十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国イリノイ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年二月十七日

法務大臣　江田　五月

氏　名　西貝誠
生年月日　千九百七十三年二月十日
国　籍　日本国

○法務省告示第六十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十三年二月十七日

法務大臣　江田　五月

一　指定を受けた者
氏　名　西貝誠
生年月日　千九百七十三年二月十日
国　籍　日本国
原資格国　アメリカ合衆国イリノイ州
二　指定をした特定外国法
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの
アメリカ合衆国ウィスコンシン州において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第六十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、フィリピン共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年二月十七日

法務大臣　江田　五月

氏　名　ジェイソン・ホセ・レスレクション・ジャオ
生年月日　千九百七十六年四月二十五日
国　籍　フィリピン共和国

○外務省告示第四十八号

平成二十三年二月三日にコトヌで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。

平成二十三年二月十七日

外務大臣　前原　誠司

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億六千万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　番馬正弘在ベナン大使
ベナン側　ジャン・マリ・エウズ外務・アフリカ統合・仏語圏・在外ベナン人大臣

○外務省告示第四十九号

平成二十三年二月四日にアクラで、ガーナ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

平成二十三年二月十七日

外務大臣　前原　誠司

1　援助の目的及び内容　ガーナの貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、ガーナの貧困削減に係る計画等に充当するための資金を贈与すること。
2　贈与額　三億四千万円
3　署名者
日本側　片上慶一在ガーナ大使
ガーナ側　アルハジ・ムハマド・ムムニ外務・地域統合大臣

平成二十三年二月十七日

外務大臣　前原　誠司

○厚生労働省告示第三十二号

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）第六条第三項、第七条第二号、第八条第一項第二号、第九条及び第十一条の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十三年度の医療保険者の納付金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額をそれぞれ次のように定めたので、同令第十三条の規定により公示する。

平成二十三年二月十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十三年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額

区分	率又は額
介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号。以下「省令」という。）第六条第三項に規定する算定率	〇・〇二一一八七九二
省令第七条第二号に規定する率	一・一一八五五三五三
省令第八条第一項第二号に規定する率	一・〇一六六二四一九
省令第九条に規定する第二号被保険者一人当たり負担見込額	五四、一九一円
省令第十一条に規定する第二号被保険者一人当たり負担額	四九、一一九円

○農林水産省告示第四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町読書一三四〇の一、一四二〇
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上田市上室賀字上洞一〇七四、飯田市上飯田六九七〇の一（次の図に示す部分に限る。）、南佐久郡佐久穂町大字海瀬字重り一一六〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに関係市役所及び佐久穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）